

# やどかり瓦版

2009年2月  
URL:ishii-koumuten.com



## インフルエンザ



### インフルエンザとは

インフルエンザとは、急な発熱を特徴とする呼吸器感染症です。

インフルエンザウイルスを原因ウイルスとし、典型的な例としては、1～5日(平均3日)の潜伏期の後に、突然38℃以上の高熱が出現し、頭痛・関節痛・筋肉痛・全身倦怠感などの全身症状に加えて、咽頭痛・咳・鼻汁などの風邪様症状が出現します。ほとんどの場合、約1週間で軽快しますが、重症化すると肺炎、脳炎・脳症などを起こすこともあります。

通常の風邪に比べて、高熱などの全身症状が急に出現することが特徴です。

インフルエンザという名称は16世紀のイタリアで付けられました。当時はまだ感染症が伝染性の病原体によって起きるという概念が確立しておらず、何らかの原因で汚れた空気(瘴気)によって発生するという考え方が主流でした。

冬季になると毎年のように流行が発生し、春を迎える頃になると終息することから、当時の占星術師らは天体の運行や寒気などの影響によって発生するものと考え、「影響」を意味するラテン語:influentia(英語でいうinfluence)にちなんでこの流行性の感冒をインフルエンザと名付けました。この語が18世紀にイギリスで流行した際に英語に持ち込まれ、世界的に使用されるようになったそうです。

### 予防のポイント

予防のポイントは「予防接種」「咳エチケット」「手洗い・うがいの励行」の3つです。

#### 1 予防接種 インフルエンザワクチンの接種を行う

ワクチンを接種することで、インフルエンザウイルスの感染を防止したり、発症や重症化を防ぐことが期待できます。予防接種は学校や福祉施設など集団生活を送る方、呼吸器系の基礎疾患のある方などには特に勧められています。

#### 2 咳エチケット

咳やくしゃみをする時はティッシュやマスクを口と鼻にあて、他の人に直接飛沫がかからないようにする

・せき・くしゃみの症状がある時はマスクをする

・せき・くしゃみをする時は口と鼻をティッシュでおおう

・せき・くしゃみをする時は周りの人から顔をそむける

#### 3 手洗い・うがいの励行 外から帰ったら、正しい手洗い・うがいを必ず行う

手洗い・うがいは、インフルエンザ以外の一般の風邪にも有効です。

外出から帰ったら、手洗い・うがいをを行う習慣をつけましょう。また、咳やくしゃみを手でおおったときにも手を洗いましょう。

その他、人ごみや感染者のいる場所を避ける。換気をこまめに行う。部屋の湿度(50～60%)を保つ。これにより、ウイルスを追い出し飛沫核感染の確率を大幅に減らすことが可能です。

## 手洗いとうがい

### 正しい手洗い前の準備

\*爪は短く切ってますか？

\*マニキュアは塗っていませんか？

\*時計や指輪をはずしてますか？

最初に、手を水で濡らして、石けんをまんべんなく手に広げて泡立たせます。

1. 手のひらをよくこする
2. 手の甲をのぼすようにこする
3. 指先・ツメの間を念入りにこする
4. 指の間を洗う
5. 親指と手のひらをねじり洗いする
6. 手首も忘れずに洗う

最後に、石けんを流水できれいに洗い流して、タオルやハンカチで手を拭いて乾燥させます。

### 正しいうがい

うがいの基本は、口とのどをわけてゆすぐことです。

1. コップに水またはぬるま湯(またはうがい薬を薄めたうがい液)を用意します。
2. 口に1/3～半分ぐらいを含み、正面を向いたまま口の中の食べかすを流すために口の中をゆすぎます(1～2回)。(ブクブクうがい)
3. 口に1/3～半分ぐらいを含み、顔を上に向けて、口を開けながら「ガラガラ」とのどの奥まで届くイメージでゆすぎます。
4. 1回に10秒から、うがい薬を使っている場合には15秒ぐらいかけて、2～3回行い終了です。もし、薬の味が残って気持ち悪い場合は、最後に水でゆすいでください。



## 大工さんの独り言



平成21年10月1日以降の引き渡し物件から開始させる供託又は保険により瑕疵担保責任履行のための資力を確保することが義務付けられます。

(特定住宅瑕疵担保責任の履行の確保等に関する法律)

これは、平成17年11月に「構造計算書偽装問題(姉齒問題)」が発覚してデベロッパーが分譲したマンションは建替えを含む大規模な改修工事が必要になり多額の費用が掛かると判明しましたが、デベロッパーの会社財産では対応できないとして倒産してしまいました。

国や地方公共団体で一定の資金補助は行いましたが、それでも購入者は既存の住宅ローンに加えて新たな負担を抱えることになりました。このような問題発生から、消費者保護の観点から出来た法律です。既に平成12年4月に施行されていた住宅品質確保法で10年間の瑕疵担保責任を負うことが義務付けられていましたが、こうした制度だけでは消費者を保護するには不十分であり、売り主や請負者の財務状況によっては義務化させた責任を果たせない場合があるとして国土交通省が対応策を検討しました。建築確認や検査制度、建築士制度の見直しと一緒にこのような法律が出来ました。

### ●構造計算書偽装問題で明らかになった課題と対応

○建築確認・検査

→建築確認・検査の厳格化

(小規模木造住宅に係る構造関係規定の審査省略見直し)

個人的に木造住宅まで必要なの？

←チョット疑問(@\_@)

○建築士の資質・能力、建築設備の専門分化、違法行為に対する罰則等

→建築士等の業務の適正化、罰則強化等

(資質・能力の向上、専門能力を有する設計の適正化等)

←日々勉強(^^)

この他にも色々変更追加されてきている建築関係のお話でした。



ホームページを随時更新中です【真心を型ちにす】で検索してみてください